

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 4 日

別紙関係団体・機関 御中

岡山県保健福祉部医薬安全課

「覚醒剤原料の取扱いについて」の訂正について

このことについて、令和 2 年 3 月 1 2 日付け医薬第 7 7 1 号により通知しているところですが、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知のうえ、貴会（社）関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本事務連絡は岡山県庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しますので、念のため申し添えます。

記

通知掲載アドレス

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

(別紙関係団体)

一般社団法人岡山県薬剤師会長

岡山県薬業協会会長

岡山県医薬品卸業協会会長

事務連絡
令和2年3月23日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「覚醒剤原料の取扱いについて」の訂正について

令和2年3月11日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「覚醒剤原料の取扱いについて」（薬生監麻発0311第2号）について、当該通知添付の「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」に下記のとおり誤りがありましたので、別添に差し替え訂正方よろしくお願ひします。

記

正	誤
第4 譲渡し・譲受け 2 譲渡証及び譲受証 （1）譲渡（受）証の記載要領 （略） ※2 麻薬専用印と併用しても差し支えありません。 3 その他 （1）覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局医薬品製造業及び薬局医薬品製造販売業が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、 <u>覚醒剤原料取扱者</u> と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。	第4 譲渡し・譲受け 2 譲渡証及び譲受証 （1）譲渡（受）証の記載要領 （略） ※2 麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、 <u>「麻薬」と文字が入った印は使用できません。</u> 3 その他 （1）覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局医薬品製造業及び薬局医薬品製造販売業が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、 <u>覚醒剤原原料取扱者</u> と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。

正	誤																
<p>第5 使用 (略)</p> <p>なお、新たに覚醒剤原料含有薬剤の医薬品製造販売承認及び品目許可を受けるべく試製剤を行うときは、覚醒剤原料取扱者の資格ではなく、都道府県知事から覚醒剤原料研究者の指定を受けて、当該研究者の資格で行ってください。</p> <p>第14 指定失効に伴う措置義務 (例示)</p> <p>「<u>処分届出書</u>」の提出及び覚醒剤原料の廃棄等の処分</p> <p>様式</p> <p style="text-align: right;">様式 16</p> <p>指定失効等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> <td style="width: 25%;">指定年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">様式 17</p> <p>指定失効等に伴う覚醒剤原料処分届出書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> <td style="width: 25%;">指定年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日	指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日	<p>第5 使用 (略)</p> <p>なお、新たに覚醒剤原料含有薬剤の医薬品製造承認及び品目許可を受けるべく試製剤を行うときは、覚醒剤原料取扱者の資格ではなく、都道府県知事から覚醒剤原料研究者の指定を受けて、当該研究者の資格で行ってください。</p> <p>第14 指定失効に伴う措置義務 (例示)</p> <p>「<u>処分願出書</u>」の提出及び覚醒剤原料の廃棄等の処分</p> <p>様式</p> <p style="text-align: right;">様式 16</p> <p>指定失効等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">様式 17</p> <p>指定失効等に伴う覚醒剤原料処分届出書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> <td style="width: 25%;">指定証の番号</td> <td style="width: 25%;">第 号</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	指定証の番号	第 号	指定証の番号	第 号	指定証の番号	第 号	指定証の番号	第 号
指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日														
指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日														
指定証の番号	第 号	指定証の番号	第 号														
指定証の番号	第 号	指定証の番号	第 号														